

島根労働局発表

令和5年12月22日(金)

担当	島根労働局労働基準部監督課 課長 濱崎 雄俊 監察監督官 森下 孝則 電話 0852-31-1156
----	-------------------------------------------------------------

## 島根県内における自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った事業場のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは82.9%～

島根労働局(局長 <sup>みやぐち しんじ</sup>宮口 真二)は、このたび、県内の4労働基準監督署が令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

### 島根労働局管内の令和4年の監督指導の概要

監督指導を実施した事業場は **35 事業場**。

このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、**29 事業場 (82.9%)**。

また、改善基準告示( )違反が認められたのは、**18 事業場 (51.4%)**。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間 **(40.0%)**、割増賃金の支払 **(25.7%)**、  
労働時間の把握・管理 **(14.3%)**。

主な改善基準告示違反事項は、最大拘束時間 **(37.1%)**、休息期間 **(28.6%)**、総拘束時間・最大運転時間・連続運転時間 **(各 25.7%)**。

島根労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

また、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、島根労働局・労働基準監督署をメンバーとする「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています(別紙2-1参照)。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和4年)

(別紙2-1) 発着荷主等に対する要請の取組

(別紙2-2) 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

# 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和4年）

## 1 監督指導状況

（1）業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係法令 違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	時間把握
トラック	25	19 (76.0%)	9 (36.0%)	4 (16.0%)	4 (16.0%)
バス	2	2 (100.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	6	6 (100.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
その他	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)
合計	35	29 (82.9%)	14 (40.0%)	9 (25.7%)	5 (14.3%)

（注1）「その他」欄は、トラック、バス、およびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）。以下同じ。

（注2）違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているのので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

（2）業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	25	15 (60.0%)	7 (28.0%)	12 (48.0%)	9 (36.0%)	9 (36.0%)	8 (32.0%)
バス	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
ハイヤー・ タクシー	6	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	2	0 (0.0%)	0 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	35	18 (51.4%)	9 (25.7%)	13 (37.1%)	10 (28.6%)	9 (25.7%)	9 (25.7%)

(3) 令和2年から令和4年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		令和2年	令和3年	令和4年
トラック	監督実施事業場数	24	35	25
	労働基準関係法令違反事業場数	18 (75.0%)	22 (62.9%)	19 (76.0%)
	改善基準告示違反事業場数	17 (70.8%)	17 (48.6%)	15 (60.0%)
バス	監督実施事業場数	5	2	2
	労働基準関係法令違反事業場数	5 (100.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (40.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	1	4	6
	労働基準関係法令違反事業場数	1 (100.0%)	4 (100.0%)	6 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	1 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)
その他	監督実施事業場数	0	3	2
	労働基準関係法令違反事業場数	0 (0.0%)	3 (100.0%)	2 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	30	44	35
	労働基準関係法令違反事業場数	24 (80.0%)	30 (68.2%)	29 (82.9%)
	改善基準告示違反事業場数	20 (66.7%)	19 (43.2%)	18 (51.4%)

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例（トラック）

### 長時間労働のおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

#### 概要

自動車運転者について、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことが認められた。

衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止対策の樹立について調査審議していなかったことが認められた。

自動車運転者について、日々の労働時間の管理を正確に行っていなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

- 1 36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告した。併せて、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について具体的な方策を講ずるよう指導した。

#### 指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反

長時間労働の削減

- 2 衛生委員会において、法定事項である長時間労働による労働者の健康障害防止対策の樹立について調査審議していなかったことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第22条違反

- 3 長距離便を担当する自動車運転者について、行先に応じた概算の所要時間数を労働時間と取り扱うなど、実際の労働時間を正確に把握、管理していなかったことについて指導した。

#### 指導事項

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラン」に基づく適正な労働時間把握の検討と実行を指導

#### 指導後の会社の取組

自動車運転者の労働時間の状況を2週間ごとに確認し、当月の時間外労働時間数の予測を立てて特定の労働者に労働時間が偏在しないよう調整、管理するようにしたことにより、時間外・休日労働に関する協定の範囲内で時間外労働を行うようになった。

長時間労働対策の基本方針を定め、毎月の衛生委員会において、前月の時間外労働が多かった労働者について原因を把握し、対策について検討するとともに、翌月に年次有給休暇を取得できるよう配車の調整を図るようになった。

日々の始業および終業時刻を記載した管理表を使用することで、労働時間を1分単位で把握、管理するようになった。

## 発着荷主等に対する要請の取組

### (1) 荷主特別対策チームについて

- ・道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

#### 【取組の概要】

##### 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

##### 労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

##### 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに設置された「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」( )において、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)



### (2) 発着荷主等に対する取組

令和5年1月から10月までに、発着荷主等に対する要請を実施した事業場数は、次のとおり。

	令和5年1月～10月
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	132

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。



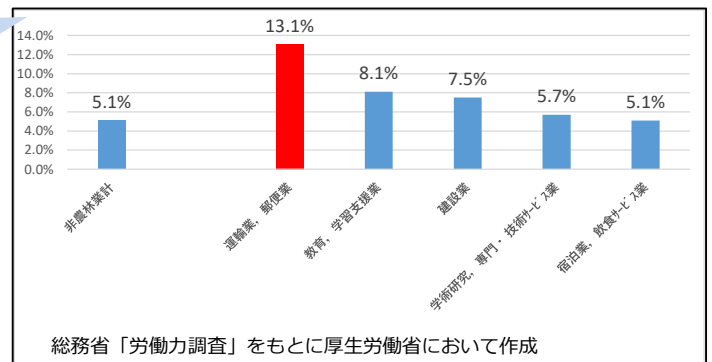
# 道路貨物運送業の実態

**⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

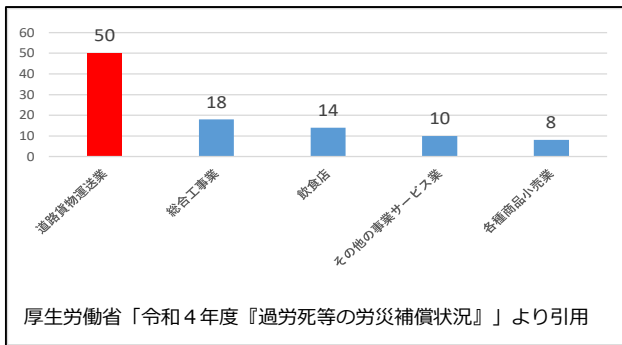
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



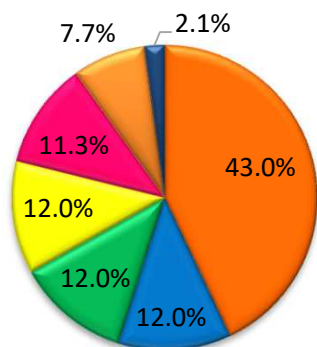
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。





# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**



いえいえ。  
**荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。**  
また、**会社の規模など関係ありません。**  
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		